平成２７年（フ）第５３２号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2691番地６
破産者　安田　明美
１　決定年月日　平成28年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５３４号
埼玉県越谷市谷中町１丁目61番地
破産者　鹿間　晴夫
１　決定年月日　平成28年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５４７号
埼玉県三郷市早稲田１丁目４番地２　ナチュール三郷404号、旧住所埼玉県三郷市早稲田３丁目27番地９　パークサイド早稲田Ａ―201
破産者　齋藤　靖秀
１　決定年月日　平成28年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５４９号
埼玉県越谷市大字上間久里289番地
破産者　イケシンこと　池田巳喜男
１　決定年月日　平成28年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３１８号
愛知県岩倉市大地町郷前５番地２　ダイヤモンド岩倉302号
破産者　山田　清孝
１　決定年月日　平成28年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第８４２号
広島市安佐南区八木９丁目４番53―３号
破産者　富永　康則
１　決定年月日　平成28年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９３５号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代902番地１グランフォーレ211号、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡新宮町夜臼５丁目12番１―109号
破産者　荒木　裕幸
１　決定年月日　平成28年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３２２号
福岡市南区寺塚２丁目５番１―603号
破産者　伊藤美代子
１　決定年月日　平成28年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４８９号
福岡県大野城市中央２丁目１番１号　アメニティ大野城102号
破産者　田丸　真季
１　決定年月日　平成28年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５１２号
福岡市中央区福浜１丁目１番11―1411号
破産者　龍　　梅子
１　決定年月日　平成28年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６７３号
福岡市博多区東那珂１丁目15番５―702号
破産者　川副　　修
１　決定年月日　平成28年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２３９号
大分市大字国分947番地の１
破産者　荒金　克典
１　決定年月日　平成28年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２８号
鹿児島県志布志市有明町野井倉2294番地
破産者　猪松　一郎
１　決定年月日　平成28年３月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１６０号
青森市東造道１丁目４番19号
破産者　高橋　邦彦
１　決定年月日　平成28年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５８２号
仙台市太白区東大野田14番31号　鈴木コーポ203
破産者　小野　三男
１　決定年月日　平成28年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３５１号
岐阜県関市上之保212番地３
破産者　横地　里美
１　決定年月日　平成28年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１１７号
岐阜県恵那市長島町中野1228番地239
破産者　市岡　康郎
１　決定年月日　平成28年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第６３１号
山梨県北杜市小淵沢町10153番地、開始決定時の住所静岡県島田市本通１丁目９－１　マリッチＴＡＣ206
破産者　深山　之浩
１　決定年月日　平成28年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３０４号
愛知県知立市東上重原４丁目59番地　御園マンションＥ－５号
破産者　木下　幸治
１　決定年月日　平成28年３月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係